

安全な水をこれからもずっと

市では、これまで安全な水を市民の皆さんに届けるため水道施設の充実を図ってきました。しかし近年の人口減少に伴う水需要の減少や、水道管などの維持管理に多くの費用がかかることが大きな問題となつていきます。このため、今後の健全な水道事業経営のために適正な水道料金などについて審議していただくため、橋本市水道事業審議会に対し諮問を行いました。このたび答申書が市長に提出されましたのでその概要についてお知らせします。

【水道経営室】



水道事業を取り巻く状況

市の給水人口は平成11年をピークに減少が続いており、節水意識の高まりや節水機器の普及も相まって、水需要は年々減少しています。さらに、浄水場などの水道施設や水道管を新しいものに更新していく中で、今後予想される南海トラフ地震などの自然災害にも対応できる性能が求められるなど、これまでになく事業環境が変化しています。

水道事業が抱える問題

このような厳しい状況において健全な水道事業の経営を目指す上で、次のような問題を解決していく必要があります。

- ① **水需要の減少**
水需要の減少傾向は今後も続くことが見込まれており、加えて基本水量である10m³以下の使用者が全体の約3割を占めています。
- ② **料金収入の不足**
現在の水道料金は水道の供給のための費用を賄っておらず、数年後には赤字に転じ、以降は常に赤字が続くと見込んでいます。
- ③ **水道施設や水道管の老朽化**
老朽化が進む水道施設や水道管の更新、地震対策などの設備投資を行うには、多額の費用が必要となります。

水道事業審議会への諮問

今後の安定した水の供給のために着実に設備投資を行なっていくには、事業の優先順位の検討や、現在の料金体系の見直しなどの議論が必要となつてきています。

このため、市では橋本市水道事業審議会に対し、「橋本市水道事業の適正な料金等のあり方について」を諮問しました。

橋本市水道ビジョンを策定しています

移り変わる社会情勢の変化に対応し、将来を見据えた水道事業運営を行うため、市では「橋本市水道ビジョン2027」の策定を行なっています。

「橋本市水道ビジョン2027」では、清浄で安全な水を今後も変わらず市民の皆さんに提供していくことを水道事業の理想像として、「安全・持続・強靱」の目標を定め、水道事業に取り組んでいくこととしています。



未来の水道事業を見据えて

市の水道料金は、旧橋本市と旧高野口町との合併時の料金統一や消費税の改正による料金の変更を除いては、昭和59年から変わっていません。

水道管の取り替えなどに必要な設備投資費用は、できるだけ削減したとしても、今後20年間で約195億円が必要になると見込んでいます。これらの設備投資を確実に行うには、財源の確保が必要となります。各世代間で不公平とならないよう考慮した上で早期に料金の改定を行う必要があります。

橋本市水道事業審議会の答申をもとに再度庁内で検討し、新たな水道料金案について議会に上程します。詳細については改めて今後の広報でお知らせします。



▲橋本市浄水場

橋本市水道事業審議会からの答申

答申の概要

橋本市水道事業審議会では適正な水道料金のあり方などについて8回に渡り審議が行われました。その結果、市長に提出された答申の概要は次のとおりです。

- ① **料金改定**
市の水道事業は、今後も料金収入の減少が予想される中で、水道施設や水道管の更新、地震対策などに多大な費用を要するという厳しい経営環境にあるため、料金を改定することはやむを得ないと判断します。
- ② **料金改定の時期**
できるだけ早い時期に料金改定を実施することが望ましく、平成31年度に改定を行うことが妥当と判断します。
- ③ **料金の改定率**
今後20年間で水道施設や水道管の更新、地震対策を行うためには20%程度の水道料金の改定が妥当と判断します。
しかし料金を一度に上げるのではなく、段階的な料金改定も検討することにより、市民生活への影響に配慮することができると考えます。
- ④ **基本料金と従量料金**
水道事業は浄水場や水道管などの大きな設備を必要とする装置事業であり、その維持管理に必要な費用が非常に大きくなります。市の水道料金は水量10m³まで使用できる基本料金と、10m³を超えてから1m³ごとに加算される従量料金に分かれています。安定した水道事業の経営のためには、できるだけ基本料金によって収入を得ることが必要であるといえます。
- ⑤ **基本水量について**
現在の基本水量10m³を減量すると、一部の使用者で料金の増加割合が大きくなる試算結果が出ています。それぞれの使用者の料金負担のバランスに配慮して基本水量を設定する必要があります。
- ⑥ **検討結果のまとめ**
新しい料金体系は、平成29年度の給水収益に対して約20%増やす必要があると考えます。これを踏まえ、多くの案を検討した結果、基本水量は現状の10m³のままとし、改定による上昇幅は基本料金部分を大きく、従量料金部分を小さくした料金（案）を提案します。

その他付帯意見（概要）

- ① **水道事業のあり方**
水道施設の老朽化の状況や経営の状況、水道事業は独立採算制であるとともに装置事業であるため、維持管理費が非常に大きくなるといった性質について市民に周知し、水道事業のあり方を共に考えていく必要があります。
- ② **投資計画の着実な実行**
地震などの自然災害はいつ発生するかわかりません。料金改定による財源を基に、着実な水道施設や水道管の更新、災害対策を実施する必要があります。
- ③ **少量使用者への配慮**
改定により基本料金での料金回収に比重を置くことは経営の安定化につながりますが、少量使用者では料金の増加割合が比較的高くなります。
基本水量10m³以内の基本料金を2段階に分けるなど、少量使用者に対する配慮も必要と考えます。
- ④ **橋本市の発展への貢献**
水道事業は橋本市の発展を支える重要なライフラインであること、社会に発信していくことが必要と考えます。